⑶　地域連携保全活動と農林漁業の一体的な促進

現在、全国各地において、農林漁業者と地域の様々な関係者とが連携して、鳥類の生息環境の提供や採餌環境を整えるためのふゆみずたんぼ、カエルやホタル等の生息環境に配慮したあぜや用水路づくり、生物多様性の保全を含む森林の多面的機能の発揮のための間伐や下草刈り、魚介類の生息・産卵環境に配慮した藻場や干潟の保全等、生物多様性の保全を重視した持続的な農林漁業が営まれています。このような持続的な農林漁業は、里地里山や田園地域、沿岸等における生物多様性の保全に大きく貢献しています。

また、生物多様性の保全を重視した農林漁業を進めることによって、生きものブランド米等の付加価値の高い米の生産やバイオマスの利活用による新たな地域産業の創出等、地域の特性を活かした農林漁業の振興や地域の活性化といった効果も期待されます。

地域の生物多様性の保全や農林漁業の振興、地域の活性化等を推進する上で、地域連携保全活動と生物多様性の保全を重視した農林漁業とが一体的に促進されることが重要です。

2　社会資本整備との調和

都市化や開発等がもたらした負の影響の一つとして、生物の生息・生育空間の縮小、消失、分断等の進行が挙げられます。しかし近年では、自然再生推進法（平成14年法律第148号）の制定や、平成９年に河川法（昭和39年法律第167号）の目的に環境の保全が位置付けられたこと等、法令の整備が進められるとともに、干潟の保全や多自然川づくり、都市内の樹林地や水辺等の保全、都市公園における自然的環境の保全・再生等、社会資本整備に当たっても、自然環境の保全・再生・創出の取組が進められているところです。

今後、こうした取組が展開されている地域において、在来植物による緑化、外来種対策、希少な野生動植物の保護や生態系の状況を把握するための調査等を地域連携保全活動として促進することで、生物の生息・生育空間や、自然とのふれあいの場としての質をより高めていくことが重要です。

また、公共施設や水域の管理者等が整備・管理に当たって、様々な情報を提供するとともに、地域連携保全活動を行おうとする者との間で相互に連携・調整を図ることで、活動の実効性が高まります。なお、このように保全・再生・創出された環境は、観光やレクリエーションの資源として地域の活性化に寄与することも期待されます。

第５章　その他地域連携保全活動の促進に関する重要事項

1　地域連携保全活動協議会

⑴　協議会の組織化・構成員

協議会は、活動計画を作成しようとする市町村やＮＰＯ等に加え、支援センター、関係住民、学識経験者、関係行政機関等であって市町村が必要と認めた者等、地域の様々な関係者の参加を得て構成されることにより、活動計画の作成や実施に係る協議、地域の様々な関係者間の合意形成等を図る場として活用でき、当該活動の円滑かつ効率的な実施の上で極めて有効なものとなります。

市町村は、協議会を組織しようとする際には、その旨を広く公表することで、地域連携保全活動を行おうとする者の確実な参加を図ることができます。

特に、教育・研究機関、専門家、活動実施場所の土地所有者や占有者、公共施設や水域の管理者、関係行政機関等の参加を求めることは、科学的な知見に基づく地域連携保全活動の実施及び活動の円滑な実施につながります。

⑵　協議会の運営等

協議会は、組織の構成や会議の開催方法等必要な事項を規約等に定めた上、地域連携保全活動の実施状況の変化等に応じて、柔軟に対応できる運営方法を定めておくといった視点が大切です。また、協議会の公正性・透明性を確保するため、希少な野生動植物の保護や個人情報の保護等の観点から問題のある場合を除き、会議や用いる資料を公開することが望まれます。

協議会の構成員は、地域連携保全活動の目標に向かって建設的かつ効率的な協議を行う場であることを認識し、協議会における協議の結果を尊重するよう相互に協力することが大切です。

2　地域連携保全活動支援センター

地方公共団体が単独で又は共同して設置することができる支援センターは、関係者間における連携や協力のあっせん、必要な情報の提供や助言を行う拠点です。

地域連携保全活動を行おうとするＮＰＯ等、地域連携保全活動が行われることを希望する土地所有者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする企業等の事業者の関係者間の連携・協力を図るため、それぞれの意向を把握し、それらを踏まえて関係者間を結びつける役割を担うことが期待されます。

また、地域の自然や行おうとする活動に関する知識や経験を有する専門家等を紹介できるような仕組みづくりのほか、地域に根ざした活動を担う人材の育成も期待されます。

なお、支援センターとしての機能を担う体制は、関係者間の連携・協力のあっせんを行っているＮＰＯ・ＮＧＯ等との連携や、地方公共団体の既存組織の活用等を行うことでも確保することが可能です。

○農林水産省・環境省告示第四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、南アルプス国立公園に関する生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　細野　豪志

南アルプス国立公園に関する生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、ニホンジカの防除等を行い、南アルプス国立公園におけるニホンジカの採食圧による影響の低減を図ることにより、南アルプス国立公園における原生的な生態系を維持又は回復をすることを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

南アルプス国立公園全域

三　生態系維持回復事業の内容

(一)　生態系の状況の把握及び監視
(二)　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
(三)　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
(四)　生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
(五)　生態系の維持又は回復に必要な普及啓発
(六)　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(一)　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し
(二)　生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携
(三)　生態系維持回復事業の実施体制

○国土交通省告示第九百九十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第六十一条の五第四項及び第六十二条第三項の規定に基づき、航空法第三十一条第一項の指定航空身体検査医の指定に関する告示（昭和五十四年運輸省告示第五百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

国土交通大臣　前田　武志

表を次のように改める。

氏　名	医療機関等の名称	指定の期限
正木　芳孝	大通公園循環器クリニック	平成24年９月30日
江原　亮子	札幌社会保険総合病院	平成25年９月30日
竹内　幹生	医療法人社団たけうち小児科	平成25年９月30日